(要約版)

公衆衛生を理由とするたばこの輸入・販売禁止措置の WTO 協定適合性の研究 ---「豪州ーたばこ簡素包装」事件紛争処理手続を題材に---

助成研究者 小林友彦((小樽商科大学) 国際法/国際経済法)

本研究は、公衆衛生上の懸念を理由とするたばこの貿易制限措置が世界貿易機関(WTO) の下でどのように取り扱われているかを分析し、これを通して、嗜好品としてのたばこの規制に関する国際法上の位置づけを検討することを目的とする。

特に、オーストラリアが若年層の喫煙開始を抑止するという理由で 2011 年プレーンパッケージング法(2011 年 PP 法)によっていわゆる簡素包装(plain packaging)を義務づける形でたばこの包装規制を強化したことが注目される。豪州の本件措置は、たばこの消費それ自体を抑制しようとしており包括的である点、パッケージ表面の大半を警告の文章や写真で覆うこととしており強度の規制である点で、これまでの事案と異なる色合いを持っている。これに対して、ウクライナ等のたばこ輸出国が、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)等の WTO 協定の関連規定に違反すると主張している「豪州―たばこ簡素包装」事件を取り上げて検討する。

たばこの輸出入や販売をめぐっては、規制が強まる方向性が見られる一方で、それらの規制の合法性をめぐる法的紛争が先鋭化しつつある。ここには、国際経済活動の自由や知的財産権の保護といった要請と、公衆衛生の向上という要請との間の調整という困難な課題が示されている。このような問題意識からは、たばこと公衆衛生との関係に関するWTO法上の基本的な理論枠組みを整理することが、まずは求められている。これに取り組むというのが、本研究の目的である。分析の直接の射程は、多面的な展開を見せる法的紛争の一断面を切り取ることに限られるものの、公衆衛生と貿易自由化・知財保護とのバランスをめぐる紛争を実証的に分析することを通して、長期的にはたばこを含む嗜好品の自由と規制のあり方にかかわる現代的な法的課題に対応するための視座を得ようとする。

検討の結果、暫定的に以下のような知見が得られた。

WTO協定の関連規定(TRIPS協定によって編入されたパリ条約を含む)の解釈によれば、豪州の本件措置はWTO協定に明白に違反するとは言いがたいものの、完全にWTO協定適合的かは疑わしい。仮に商標権の使用に関して商標権者に積極的な権利が認められるとすれば、パリ条約第6条の5、TRIPS協定第17条、第20条、そして第8条等に違反すると判断される余地がある。他方で、これら関連規定の解釈については判例も確立しておらず、どのように判断されるかについての不透明性が大きい。こうした事情に鑑みれば、両紛争当事国にとって、本件WTO紛争を当事国間の和解によって終結させることへの誘引

も相当程度あると考えられる。これは、現行の WTO 紛争処理手続を通して公衆衛生と知的財産権という異なる価値間の抵触を調整することの限界を示している。現行 WTO 協定がその実体的規律の面でも紛争処理制度の面でもこうした限界を有することは、あらためて認識されてよい。

今後の課題として、以下のような論点が挙げられる。

まず、本件措置の WTO 協定整合性の分析に加えて、表示を規制しようとすることの実効性、目的実現への有効性について、より包摂的な分析が必要である。本件措置に対しては、(1)ブランドによる差別化を禁じることで、製品間の競争条件をゆがめる、(2)ブランドによる差別化ができないために激化する価格競争の結果、それ以前より若年層が入手しやすくなる、(3)表示の統一によって正規品と模倣品の区別もしづらくなるため、不法取引が増加する、(4)「禁じられた果実」として若年層の興味をかえって煽ることになる、(5)より害の少ない新製品の開発・販促が妨げられるため、結果として煙害の減少を遅らせる、等の指摘がある。

とりわけ、迂回的行動は、本件措置の実効性を大きく損ないうる。不法取引の防止にまで対応した制度設計の難しさは「米国-クローブたばこ」事件で現れていたし、豪州最高裁が 2012 年 8 月 15 日に 2011 年 PP 法の合憲性を認めた際も、同法が施行されるとタバコの不法取引が拡大しうるという懸念が指摘されていた。

むろん、主要なたばこ会社が非合法品を増加させることで本件措置に対応しようとするとは考えづらい。そうではなく、本件措置の対象とならないような形態の製品・サービスにシフトするような合法的な迂回的行動がどのような法的問題を生じうるかが今後の検討課題なのである。たとえば、合法的なマーケティング戦略の一環として、包装の要素が小さいたばこ製品(若年層に訴求するような形態の手巻きたばこ自作キット・詰替え式の水たばこ/電子たばこ等)の販促に注力するようになれば、本件措置のような表示規制が本来の目的(特に若年層の喫煙防止)の実現にどれだけ資するのかが、あらためて問われることになりうる。